

〈円成寺陵〉の歴史的位置

——律令山陵制度の転換——

黒 羽 亮 太

【要約】 山陵とは天皇の墳墓であり、その主体は遺体（遺骨）に他ならない。平安時代後期には、遺骨は山陵から寺院へと安置する場所を変えるが、このことは山陵が終焉し、新たに「寺の陵」が成立したことを意味するであろう。本稿では山陵に変わる新しい天皇陵のスタイルを〈寺陵〉と呼称することにしたが、かかる変化の画期は、一条天皇の〈円成寺陵〉の成立に求められる。山陵が陵戸によって管理されていたのに対し、〈寺陵〉においては寺院がこれを行うようになる。このことは山陵使の陵前儀式に最も端的にあらわれている。ここに律令山陵制度は大きな転換点を迎えることとなったが、一一世紀初頭に生ずるこの変化は、律令国家の転回とも対応するものと考えられる。

史林 九六巻二号 二〇一三年三月

はじめに

平安時代における律令国家の変容を論じようとする研究には、いくつかの流れのもとに、多くの蓄積があることは、改めて指摘するまでもない。ただし、これらの研究の中で、案外見落とされてきた視点もある。そのひとつが山陵制度である。本稿は、山陵制度の転換を見つめることを通して、律令国家の変容を捉える、一つの試みである。

ところで、平安時代の山陵研究にも、多くの蓄積がある。例えば山陵の所在や山陵使発遣対象山陵を明らかにすること、政治史の考察として重要な視点を提示した^②。あるいは同様の考察が、イエや家族を考えるための方法となり、さらに

は、都城の問題とも密接にかかわってきたのである。こうした中で、平安時代における山陵制度の変化を捉える方法は主に、山陵祭祀研究と、『延喜式』陵墓歴名の研究の二つが担ってきたと言えると思う。^④

山陵祭祀は、十陵四墓制度や荷前制度の成立をはじめ多くの研究が積み重ねられてきた。そして近年においても活発な議論が展開している。これらの研究では、祭祀の対象となる陵墓の変化に注目して、その時々にとどのような背景で、どの陵墓が重視されたかということが問題とされ、あるいはこうしたことが皇統意識と結び付けて述べられることもあった。

また『延喜式』陵墓歴名の研究は、陵墓歴名を注意深く観察することでその成立過程を捉え、陵墓歴名記載対象の拡大過程とその論理を明らかにした。^⑥ これまで、平安時代の山陵制度の変化は、こうした研究の成果を基盤にして語られてきたのである。

しかし、ここで注意しておきたいのは、山陵祭祀の対象は天皇個人との関係に規定されるところが大きく、天皇が変われば必然的に生じる変化だったことである。もともと大局的に見れば、対象者と天皇との関係には時代ごとにある程度の傾向を見てとれるが、対象山陵の変化は時々々の山陵政策の分析、すなわち政治史的考察であって、山陵制度の転換を捉える視角としては不十分であったと思う。^⑦ また『延喜式』陵墓歴名を素材としたものでは、おのずからその考察の範囲が『延喜式』以前に限定されてしまう。しかし、律令山陵制度の転換を捉えるならば、この範囲に終始せず、ひろく中世まで見通す必要がある。つまりこれらの研究は、山陵制度の転換を捉える上で、その方法に問題を残しているのである。

ならば、これらの方法によらずに山陵制度の変化を捉える試みが必要である。この際、次の三つの研究に注目したい。ひとつは西山良平「〈陵寺〉の誕生」である。^⑧ 西山は深草山陵に嘉祥寺が建てられたことを踏まえて、山陵に「国家の〈陵寺〉」が誕生する過程を明らかにした。〈陵寺〉成立史の検討という方法は、特定の山陵や個人に限定されない普遍性を持ちうる。また吉江崇「荷前別貢幣の成立」は荷前別貢幣の儀式の検討から公卿が主権者（天皇）側の立場で奉仕する様子を明らかにし、この成立を弘仁初年に求めたが、その成立の背景には次侍従制度、公卿制度の確立があったとする。

ここで重要なのは、荷前別貢幣を「家的行事」として把握し得たことで、吉江はその成立を、律令天皇制が中世へと展開する一断面として捉えることに成功したことである。さらに村井康彦「平安時代の天皇陵」は紙幅の都合もあって十分に論じられていないものの、陵の平安時代における展開を、史料に即して展望した数少ない論考であり、本稿にとっての道標となるであろう。

本稿はこうした研究に導かれつつ、律令山陵制度の転換点を正確に捉え、その意義を考えたいと思う。

- ① 佐藤泰弘「日本中世の黎明」(京都大学学術出版会、二〇〇一年)
- ② 例えば、吉川真司「後佐保山陵」(『続日本紀研究』三三二、二〇〇一年)、北康宏「後佐保山陵」の再検討(『続日本紀研究』三七六、二〇〇八年)、西本昌弘「後佐保山陵覚書」(『続日本紀研究』三八二、二〇〇九年)の後佐保山陵をめぐる論考は記憶に新しい。
- ③ 服藤早苗「家成立史の研究」(校倉書房、一九九一年)など。
- ④ 和田萃「東アジアの古代都城と葬地」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』塙書房、一九九五年、初出一九七六年)、山田邦和「平安京の近郊」(古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』角川書店、一九九四年)、橋本義則「日本古代の宮都と葬地」(同編『東アジア都城の比較研究』京都大学学術出版会、二〇一一年)など。
- ⑤ 鎌田正慈「十陵四墓の廃置」(『国学院雑誌』二八・六、一九二二年)、同「荷前奉幣制度の研究」(『国学院雑誌』二九・一・二、一九二三年)、田中久夫「陵墓祭祀の風習」(『祖先祭祀の研究』弘文堂、一九七八年、初出一九六九年)、田中聡「陵墓」にみる「天皇」の形成と姿質(日本史研究会・京都民科歴史部会編『「陵墓」からみた日本史』青木書店、一九九五年)、北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(『史学雑誌』一〇八一・一、一九九九年)など。
- ⑥ 和田軍一「諸陵式に関する二三の考察」(『歴史地理』五二・一、三・四、一九二八年、同「諸陵寮式の研究」(『歴史地理』五三・二・三・四、一九二九年、新井喜久夫「古代陵墓制雑考」(『日本歴史』二二二、一九六六年、新野直吉「陵戸論」(『日本歴史』三九三、一九八一年)、北康宏「律令国家陵墓制度の基礎的研究」(『史林』七九・四、一九九六年)など。
- ⑦ 山陵祭祀研究の問題点については、田中前掲註⑤も指摘している。
- ⑧ 西山良平「(陵寺)の誕生」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質』古代・中世、思文閣出版、一九九七年)
- ⑨ 吉江崇「荷前別貢幣の成立」(『史林』八四・一、二〇〇一年)
- ⑩ 村井康彦「平安時代の天皇陵」(『季刊考古学』五八、一九九七年)。尚、他に平安時代の山陵について論じたものとして田中前掲註⑤論文、和田萃「日本古代・中世の陵墓」(森浩一編『天皇陵古墳』大巧社、一九九六年)、山田邦和「平安時代天皇陵研究の展望」(『日本史研究』五二・一、二〇〇六年)などがある。しかし、田中・和田の考察はもっぱら古代に主眼があつて中世への転換は具体的に論じられていない。また山田の論考は史料操作、史料解釈などにおいて承認し難い部分がある。この点は多岐にわたるため、行論の過程で問題となる際に触れることにする。これとは別に大石雅章「葬礼にみる仏教儀礼化の発生と展開」(『日本中世社会と寺院』清文堂出版、二〇〇四年、初出二〇

○三年）のように、山陵への仏教の浸透という観点から平安時代の天皇陵について触れているものもあるが、山陵制度の変化という観点で

は詳細に論じられておらず、惜しまれる。

第一章 陵とは何か

これから律令山陵制度の転換を見ていくにあたって、確認しておきたいことがある。それはそもそも陵とは何なのか、という極めて素朴な疑問である。結論から述べるならば、それは遺骨（遺体）の所在に他ならないのであるが、この点は丁寧に確認しておく必要があると思う。というのも、「この時期（二一世紀前半——引用者註）の天皇陵は必ずしも遺体や遺骨の所在にこだわらないようになってしまった」という指摘、あるいは火葬所こそが山陵とされたという説明がなされているからである。

たしかに火葬所に対して陵という言い方が現れることは間違いないが、一〇世紀以前に火葬所を山陵と称した確実な同時代史料が無い上に、これは本来的な用例ではなく、このことをもって山陵を論ずるのは一面的である。久安五年（一一四九）一二月、近衛天皇元服の山陵奉告に山階、成菩提院、後円教寺の三陵使が立てられた。周知のように山階は天智の山陵であり、成菩提院は白河の遺骨が安置されている寺院である。後円教寺は堀河の陵の呼称である（後述）。

【史料一】

件山陵使各可_レ向_二安置遺骨之所_一也。而_{（近衛）}当今立太子之時、被_レ告_二法勝寺并尊勝寺_一大失錯也。今度有_二沙汰_一、被_レ告_二成菩提院并後円教寺_一也。成菩提院塔被_レ安置白河院御骨。香隆寺被_レ安置堀河院御骨。而_{（藤原宗忠）}号_二後円教寺_一也。但可_レ称_二香隆寺_一由見_二故入道右府記_一了。山陵使は「安置遺骨之所」に向かうべきであると言っており、当時においても、山陵使が訪れるべき陵とは、第一義的には遺骨が置かれた場所を言ったのである。尚、堀川の遺骨は、永久元年（一一一三）三月に香隆寺から遺骨を移されて、この時点では彼の遺骨は香隆寺にはない。管見の限り「故入道右府記」（「中右記」）には「可_レ称_二香隆寺_一」との詞そ

もののは見えないものの、堀河の陵を香隆寺と称し、ここに山陵使を遣わした記事は散見する。^⑥しかしこれらはいずれも永久元年（一一二三）三月より以前、すなわち堀河の遺骨が香隆寺にあって香隆寺と呼ぶに相応しい時期なのであった（後述する【表2】も参照のこと）。「香隆寺被_レ安置堀河院御骨」という『本朝世紀』の誤解は陵Ⅱ「安置遺骨之所」という原則が貫徹していたことをより明瞭にしてくれる。

尚、長暦元年（一〇三七）六月に、上東門院は後一条の火葬所に建てられた菩提樹院を供養するが、『百練抄』はここを「後一条院御墓所」とする。^⑦これは『吉事略儀』によれば、火葬所において骨を拾う際「此所可_レ被_レ立御塔若御堂者、少々残御骨為_レ墓」として、少々骨を残したようであり、『百練抄』が菩提樹院を「墓所」というのも骨が残されたからであろう。堀河の頃から火葬所を一時的に山陵と称する例が登場するのも、このように骨に由来していると考えられよう。

これに対し、火葬所を山陵とせず、遺骨の置かれた場所を陵とする認識は、次のような事例が挙げられる。

古くは、飛鳥岡で火葬され大内山陵に葬られた持統^⑧、同じ飛鳥岡で火葬され檜隈安古山陵に葬られた文武は、いずれも埋葬された場所を山陵と呼んでおり、飛鳥岡を陵と呼んだ例は見当たらない。

また、山陵を置くことを望まなかったため、上栗田山で火葬され水尾山上に遺骨が置かれた清和の場合も、『日本三代実録』は「栗田山陵」とは呼ばず、「水尾山先太上天皇山陵」と呼んでいる。^⑩陽成が元服した際に、この水尾山山陵に山陵使が遣わされたことは、『新儀式』や『江家次第』からもうかがうことができる。^⑪古代においては火葬所を陵と呼ばず、遺骨（遺体）を埋葬したところを陵と呼ぶ点で一貫していたのである。

尚、山田邦和は『帝王編年記』に「栗田山陵」とあることをもって「火葬所を「山陵」と称した初見」とする。^⑫しかし、『日本三代実録』や『新儀式』、『江家次第』のような、より同時代に近い史料を差し置いて、室町時代に成立する『帝王編年記』に見える記事を引用して「初見」とすることは、文献史学の立場からは容認できない。

次の史料も興味深い。源師時との問答の中で、待賢門院は白河の「高隆寺御墓所」に参りたいが薬を服していても大丈

夫かと問う。^⑮

【史料二】

又仰云、欲_レ參_{（查）}高隆寺御墓所。世間事、依_レ無_レ思遺之方、為_レ散_レ愁所_{（白河）}思立_二也。而近日依_レ病服藥。可_レ有_二其憚_一否。申云、於_二服藥事_一不可_レ憚。山陵使不_二精進_一故也。但上皇御骨已奉_レ渡_二鳥羽殿_一了。於_二今高隆寺空所_一也。

師時は服藥については問題なしとするが、白河の遺骨はすでに鳥羽殿にある成菩提院に移してしまつたので、かつて遺骨の安置されていた香隆寺は「空所」であると回答している。遺骨が無ければそこは「空所」だったのである。この際、墓参にあつて山陵使の先例が参照されていることも注意されてよからう。

これらの他にも、長寛元年（一一六三）に近衛の遺骨が知足院本堂から安樂寿院の美福門院御願塔（新御塔）に移されたことについて、美川圭は今上・二条が白河―鳥羽―近衛―二条という皇統の正当性を主張するためであつたことを指摘している。加えて「誉田山陵者、大菩薩御舍利之処也」などの表現も見えており、遺骨の所在は政治的で、古代においては、^⑮「遺骨のある場所が陵である」という感覚の方こそ、むしろ一般的だつたのではないかと思う。そうして史料を見ていくと「奉_二拜御骨_一」する記事が散見することに気付く。すなわち遺骨の所在こそが陵なのであつて、律令山陵制度の転換を捉える際には、遺骨の所在に注意する必要があるのだ。

① 山田前掲はじめに註^⑮論文

② 例えは『中右記』嘉承二年（一一〇七）七月二五日条に火葬所において「令_レ作_二山陵_一」と見える。確実な史料では、おそらく火葬所を山陵と呼んだ最初の例ではなからうか（後述）。

③ わずかに『醍醐寺雜事記』（『群書類從』第二五輯、卷四五三）所引の『吏部王記』が朱雀の火葬所について「陵所」と記す（天曆六年（九五二）八月二〇日条。しかし、『醍醐寺雜事記』は『群書類從』所

収の『醍醐寺雜事記』と、中島俊司編『醍醐寺雜事記』（醍醐寺、一九三一年）の二種類があり、東京大学史料編纂所『大日本史料』では前者を『醍醐寺雜事記』とし、慶延の自筆本、及び自筆本を元に筆写されたことが分かる写本を翻刻した後者は、記主の名から『慶延記』としている（安達直哉『醍醐寺雜事記』について（『稲垣榮三編』『醍醐寺の密教と社会』山喜仏書林、一九九一年）を参照のこと）。前者の引用にかかる『吏部王記』の記事は、内容の信憑性はともかく、筆写過

程の誤字脱字を考えれば、純粋な同時代史料とは見なし難い。尚、本稿で『醍醐雜事記』といえ、後者を指すこととする。

- ④『本朝世紀』久安五年（一一四九）二月二十五日条。尚、この史料があることは、山田邦和が「火葬所の山陵化」を主張する以前にも、すでに田中久夫「平安時代の貴族の葬制」〔祖先祭祀の研究〕弘文堂、一九七八年、初出一九六七年）が指摘していた。

- ⑤『百練抄』永久元年（一一一三）三月二二日条、『殿暦』同日条、『長秋記』同日条

- ⑥『中右記』天仁元年（一一〇八）二月二二日条、『同』天永三年（一一一二）二月二〇日条

- ⑦『百練抄』長暦元年（一〇三七）六月二日条

- ⑧『吉事略儀』（群書類従）第二九輯、卷五三二、拾御骨。『吉事略儀』は平安末から鎌倉にかけての葬礼に関する故実書である。

- ⑨『続日本紀』大宝三年（七〇三）二月癸酉（一七）条、『同』同年二月壬午（二六）条

- ⑩『続日本紀』慶雲四年（七〇七）二月丙午（一七）条、『同』同年一月甲寅（二〇）条

- ⑪『日本三代実録』元慶四年（八八〇）二月七日条

第二章 平安後期の天皇陵

寛仁元年（一〇一七）二月一九日、翌年の後一条天皇の元服が諸山陵に奉告された。^①このとき奉告の対象となったのは山階（天智）、村上（村上）、後村上（円融）、円成寺（一条）の四陵である。^②

【史料三】

今日定、御元服由告^{（小野）}山陵使^{（藤原）}（大外記文義朝臣所注送）。山階権中納言能信・村上参議道方^{（源）}（申障、改^{（藤原）}参議兼隆）・後村上参

- ⑫『日本三代実録』元慶五年（八八二）二月二七日条

- ⑬『新儀式』卷四（群書類従）第六輯、卷八〇所収）、天皇加元服事、『江家次第』卷一七、御元服由被申山陵事

- ⑭『帝王編年記』清和天皇、元慶四年（八八〇）二月七日条

- ⑮山田前掲はじめに註^⑩論文

- ⑯『長秋記』長承二年（一一三三）六月七日条

- ⑰『長秋記』天承元年（一一三一）七月九日条

- ⑱美川圭「鳥羽殿の成立」（上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館、二〇〇一年）

- ⑲延久四年（一〇七二）九月五日太政官牒（石清水田中家文書、『平安遺文』一〇八三号）

- ⑳『兵範記』仁平二年（一一五二）五月七日条。ほかに『小右記』寛弘八年（一〇一一）七月一日条、『權記』寛弘八年（一〇一一）七月一日条、『左経記』寛仁四年（一〇二〇）六月一日条、『殿暦』

- 嘉承二年（一一〇七）九月二九日条、『中右記』同日条、『兵範記』久

- 寿二年（一一五五）八月一日条、『玉葉』養和元年（一一八一）二

- 月二九日条など、枚挙に暇がない。

【表1】史料に見る平安時代の天皇の陵号（崩御順）

天皇	崩年	陵号	宮内庁陵号	陵戸設置
桓武	大同1 (806)	柏原	柏原	○
平城	天長1 (824)	楊梅	楊梅	○
淳和	承和7 (840)	大原	大原野西嶺上	
嵯峨	承和9 (842)	嵯峨	嵯峨山上	
仁明	嘉祥3 (850)	深草	深草	○
文徳	天安2 (858)	田邑	田邑	○
清和	元慶4 (880)	水尾山	水尾山	
光孝	仁和3 (883)	後田邑	後田邑	○
醍醐	延長8 (930)	後山階	後山科	○
宇多	承平1 (931)	大内山	大内山	
陽成	天曆3 (949)		神楽岡東	
朱雀	天曆6 (952)		醍醐	
村上	康保4 (967)	村上	村上	○
円融	正暦2 (991)	後村上	後村上	
花山	寛弘5 (1008)		紙屋上	
一条	寛弘8 (1011)	円成寺	円融寺北	
冷泉	寛弘8 (1011)	桜本	桜本	
三条	寛仁1 (1017)	観隆寺	北山	
後一条	長元9 (1036)	浄土寺カ	菩提樹院	
後朱雀	寛徳2 (1045)	円乗寺	円乗寺	
後冷泉	治暦4 (1068)	円教寺	円教寺	
後三条	延久5 (1073)	円宗寺	円宗寺	
堀河	嘉承2 (1107)	香隆寺→ 後円教寺	後円教寺	
白河	大治4 (1129)	成菩提院	成菩提院	
近衛	久寿2 (1155)		安楽寿院南	
鳥羽	保元1 (1156)	安楽寿院	安楽寿院	
崇徳	長寛2 (1164)		白峯	
二条	永万1 (1165)	香隆寺カ	香隆寺	
六条	安元2 (1176)	清閑寺カ	清閑寺	
高倉	養和1 (1181)	清閑寺	後清閑寺	
安德	文治1 (1185)		阿弥陀寺	
後白河	建久3 (1192)	法住寺	法住寺	

史料には登場しないものの、陵号の原則から推測されるものについては、その推測される陵号を記し、その後ろにカを付した。陵戸は設置が史料から確実に確認できるものに○を付した。

さて、『延喜式』陵墓歴名を思い起こせば明らかなように、天皇陵はその所在地にちなんだ名を持っているが、その点に注目するとき、一条の陵「円成寺」は特異である。なぜならば「円成寺」は寺の名前であって、土地の名前ではないからである。こうした特徴はしかし、ひとり一条だけのものではない。【表1】に示したように、一条を境にしてそれ以前

議（藤原）公信（依）遣円成寺、改兼参議兼隆（依）遲参、改参議公信。皆有次官。源大納言俊賢・左大弁道方、於陣定申。

の天皇陵はその地名に基づいた名称で呼称される。これに対し一条以後の天皇陵は、冷泉などの例外を除いて寺・院の名で呼ばれることになったようである。かかる呼称の変化については、すでに大石雅章が触れ、その後高橋照彦も注目している。^④しかし、大石、高橋とも後一条の菩提樹院陵をそのはじめに記しているが、それは宮内庁が定める現在の陵号をもとにした議論であって、史料に即して検討するならば、【表一】と【史料三】に明らかのように、一条の円成寺がその画期である。

これは些細な問題ではあるが、しかし、呼称の変化は、陵の実態上の変化を反映している可能性があり、見逃すことはできまい。以下、この点に留意しながら変化の実相を追っていきたいと思う。

第一節 〈寺 陵〉——新しい陵のかたち

まずは史料の確実な院政期の陵を見ておく。

保元元年（一一五六）七月、五月以来いよいよ体調を悪くした鳥羽が、安楽寿院に崩じた。^⑤彼の遺体はその日の内に安楽寿院の本御塔に埋葬される。これは三日以内に必ずせよとの彼の遺詔に従ったもので、そこには、祖父・白河の成菩提院埋葬に関心を示した鳥羽の強い意志が垣間見えよう。安楽寿院には、周知の如く藤原家成によつて多くの莊園が施入されたが、鳥羽の眠る本御塔はこの家成の奉行によるもので、鳥羽の言葉を借りれば「建立寺院雖有其数、以_レ当御塔_二為_二最尊、無常遷化之、可_レ籠_二遺身於塔下_一之故」であつた。^⑥

ここは、平信範が「安楽寿院、鳥羽天皇御陵、在_二鳥羽安楽寿院_一」と記すように、鳥羽の陵に他ならない。しかも、傍線bの安楽寿院が所在寺院名を示している以上、そこにあるとされる傍線aの安楽寿院は、鳥羽の陵の称号（陵号）であると考えざるを得ない。そのことは、すぐ横に記された「村上、村上天皇御陵、在_二仁和寺西_一」との対比からも明らかであろう。管見の限り史料に「安楽寿院陵」という表現を見出すことはできないが、右の如くこれは陵号だったと推察され

る。そこで本稿では、〈安楽寿院陵〉と呼ぶことにしたい。この〈安楽寿院陵〉は、安楽寿院「御堂所司」によつて管理されていたことが知られる。

かつて西山良平は、仁明天皇の深草山陵に彼を追善するための嘉祥寺が建てられたことを国家の〈陵寺〉の誕生と評価した。⑪もちろんこれ以前においても陵前読経など仏式追善が行われることは見られたが、これ以後山陵にはその傍に〈陵寺〉を設置するか、生前関係の深かつた寺の近くに山陵を営むことが一般的となる。

しかし右に見たような陵においては、陵と寺とは一体化する。遺骨（遺体）が埋葬される山陵に対して、追善仏事を行う陵側の寺を〈陵寺〉と呼ぶならば、これは〈陵寺〉ではない。寺そのものが遺骨を安置する場となっているのである。先にみたように、陵とは遺骨（遺体）の所在に他ならない。ならばその主体たる遺骨（遺体）の所在が山陵から寺院に変わることは、山陵の終焉、さらには新たに「寺の陵」が成立したことを意味するのであろう。

竹田聴洲は民俗学の立場から、寺と墓との関係について、①「墓から成立した寺」という意味での「墓寺」、②「寺が墓所である」「寺に成立した墓」という意味での「寺墓」、③そのいずれの形か判別し難いもの、の三形態を指摘する。これに即して言えば、寺に成立したこれらの陵を評して、寺の陵、すなわち〈寺陵〉と言つてよいように思う。

右の如く、〈寺陵〉は寺の中に遺骨を安置し、その管理は当然ながら、それらの寺院によつて行われ、寺院の名称でもつて呼称された。これらは律令国家の山陵が諸陵寮―陵戸によつて管理され、その所在地名で呼ばれていたのとは、明らかに異なつていよう。

このように天皇の遺骨が仏塔・堂舎内に安置される例が、これ以降、一般的に見られるようになるが、その濫觴は大石雅章の指摘にあるように、白河の遺骨が埋葬された〈成菩提院陵〉に求めることができる。この変化にいち早く注目したのは和田軍一で、白河以降の陵を、それまでの「高塚式山陵」に対し、「堂塔式山陵」と銘打った。⑫その後、平安時代の天皇陵について検討を加えた山田邦和は、これを「堂塔式陵墓」と言い換えている。⑬しかし、和田の「堂塔式山陵」が、

白河をそのはじめに置いていたのに対し、山田の「堂塔式陵墓」は、この中に白河以前の陵である後朱雀の〈円乗寺陵〉や後三条の〈円宗寺陵〉を含めており、そこには看過できない違いが存在する。

後で詳述するように、こうした在り方は白河の〈成菩提院陵〉に始まるとする和田の「堂塔式山陵」の方が妥当であると考えらる。ただし鳥羽の葬られた〈安楽寿院陵〉は「葬^(安楽寿院)同御塔。擬^(安楽寿院)山陵也」といわれているように、当時においても、いわゆる「山陵」とは異なるものと考えられていて、これとは区別して捉える必要がある。そこで本稿では、右の如く寺に遺骨が安置され、寺によつてこれが管理されている陵のことを〈寺陵〉というタームで捉えて検討を進めることしたいと思う。

第二節 後村上山陵と〈円成寺陵〉

先に掲げた【表1】によれば、陵の呼称の変化は、不明の花山をひとまず措くと、円融の後村上山陵と一条の〈円成寺陵〉との間に生じている。そこで、ここでは二つの陵を見比べて、その違いを明らかにしておきたい。

正暦二年（九九二）二月一二日に円融は亡くなる。【史料四】は円融の葬送記事である。

【史料四】

葬^(円融)太上天皇於円融寺北原。置^(円融)御骨於村上山陵傍。

ところで、一条は父・円融の山陵の近くに土葬されることを、生前望んでいた。寛仁四年（一〇二〇）六月に、長らく東山の円成寺に安置されていた一条の遺骨はようやくこの地へ改葬されることになった。

【史料五】

故一条院遺骨為^(安倍)避^(安倍)方忌、年来奉^(安倍)置^(安倍)円成寺。而依^(安倍)方開、主計頭吉平朝臣奉^(安倍)仰、可^(安倍)奉^(安倍)置^(安倍)御骨^(安倍)之處、卜^(安倍)鎮円融寺辺、今日奉渡
〈大宮少進季任朝臣奉^(安倍)持^(安倍)御骨云々。是依^(安倍)為^(安倍)彼院判官代也〉。（中略）以^(安倍)戊剋^(安倍)奉^(安倍)遷^(安倍)御骨於円融寺北方、〈円融院御陵辺也〉。

其儀、御骨壺奉_レ納_二小塔_一、納_二韓櫃_一、僧四人荷_レ之、季任朝臣親奉_レ副_レ之。中宮大夫・太皇太后宮大夫・兵衛督・式部大輔（〔藤原公俊〕）
等步行供奉。是皆御存日近習人也。

山田邦和はこの【史料五】に注目して、「ここに記されている「円融院御陵」というのは、村上天皇陵の傍に造られた円融天皇の遺骨の埋葬所のことではなく、円融寺境内に存在した天皇の火葬所のことを指しているのは明らか」だと主張する。^{②①}しかし、ここでまず確認しておきたいのは、一条の遺骨が「円融院御陵」に埋葬された理由である。これはいま述べたように、一条の生前からの願ひであつた。あいにく方角が悪く、円成寺に安置されていた一条であつたが、この年になつてようやくその希望が叶えられることとなつた。しかしそうであるならば、一条が「父・円融の陵の近くに埋葬されたい」と願つたその場所が、遺骨を埋葬した後村上山陵ではなく、円融を火葬した別の場所であつたとするのは不可解ではなからうか。

先に指摘したように、陵とは火葬所ではなく、第一義的には遺体（遺骨）の所在を指す。源経頼は「御骨可_レ奉_レ埋_二円融院法皇御陵_一」との一条の遺言を念頭に右の如く記したのであつて、ここはひとまず、「円融院御陵」とは円融院（円融寺）の火葬所ではなく、「円融院法皇御陵」すなわち、円融院（円融法皇）の遺骨の置かれた後村上山陵のことを指すと考えるのが穩当であろう。また火葬所が円融寺境内にあるという指摘も、「円融寺北方」が「円融寺辺」であることを考へるならば、これも寺の外にあつたと考へざるを得ないだろう。「円融寺辺」は「〔後村上山陵〕彼御陵側近便宜之地」であつて、後村上山陵が円融寺とそう遠くない場所にあつたことは疑いないが、それは山陵とその側近に所在する（陵寺）という、これまでもよく見られた関係である。火葬後、円融の遺骨が寺院内に入つた形跡が全くないことも注意しておきたい。

かかる円融の後村上山陵は、天曆六年（九五二）に亡くなつた朱雀と特に類似している。彼は「葬_二愛宕郡山_一、置_二御骨於醍醐山陵_一」^{②②}いっている。醍醐山陵とは朱雀の父・醍醐の眠る後山階山陵の別の呼称である。つまり朱雀も円融と同様に、火葬の後には父の山陵のすぐ傍へと、遺骨はそのまま埋葬されたのであつた。

一方の一条は、寛弘八年（一〇一二）七月八日に北山長坂野・岩陰で火葬される。ここ北山長坂野は「自達智門路末、斜指船岡南西脚」更北行、添紙屋河「北上」した場所にあつたことから考えて、中近世に蓮台野と呼ばれた地域であつたと思われる。ここには入宋僧・裔然が住持した蓮台寺があつたが、ここ蓮台寺周辺は遺体を放置するような場所であつて、藤原実資も亡くなつた娘の遺体を蓮台寺の南辺に置いている。さて、この蓮台寺は後に寺名を改めて香隆寺となつたが、香隆寺の西方といえは後朱雀、後冷泉、堀河、白河、近衛、二条らの天皇のほか、公卿らが火葬された場であつた。香隆寺乾原は船岳西野ともいつたから、やはり蓮台野のあたりであつたとみてよからう。一条は貴顕の葬送の場で火葬されたのである。

火葬された遺骨は白い骨壺に納められて東山の円成寺に一度安置された後、八月二日の一条の七七日にあわせて金輪寺辺に埋葬する予定であつた。しかし後になつて、一条が生前、父・円融の陵のそばに土葬されることを望んでいたことが判明した。とはいへ火葬は済んだあとで、もはやどうしようもないことであつた。加えて陵辺に移そうにも、この年は大將軍が西にあり方角が宜しくない。そこで一条の遺骨は、円成寺にしばらく安置されることになつたのである。すでに指摘があるように、火葬の後、一度寺に安置されるという葬送の在り方は、この一条が画期であつた。かかる葬送の変化は、当然ながら陵の在り方にも変化を引き起こしたであろうことを予想させる。円成寺はもと藤原氏宗の山荘で、彼の後妻・藤原淑子がこれを捨てて寺としたものである。淑子の養子であつた源定省は幼少の時この山荘に住んでおり、仁和三年（八八七）に彼が即位した折に、円成寺は定額寺となつた。藤原行成が円成寺を「是仁和寺法皇御室也」と言うのはこのことによる。この円成寺東堂に三昧堂の如き小堂が半日がかりで作られて、ここに一条の遺骨は納められたのであつた。すなわち、ここが〈円成寺陵〉であり、天皇の遺骨が寺院に安置される形をとる、初めての天皇陵であつた。〈安楽寿院陵〉が安楽寿院によつて管理されたように、この一条の遺骨が安置された仏堂も円成寺によつて管理されたと推察される。

冒頭で掲げた【史料三】に見える〈円成寺陵〉使は、「山陵使各可_レ向_テ安置遺骨之所」であるから、一条の遺骨が安

置された、この仏堂に派遣されたことは間違ひなからう。すると《円成寺陵》使こそ、史上初めて、かかる寺院に派遣された山陵使ということになる。【表1】にあらわれた陵号の変化は、こうした新しい形の陵の登場を、よく反映したものであったのである。

ところが寛仁四年（一〇二〇）六月一六日、九年もの間、円成寺に安置されていた一条の遺骨は、彼の希望に沿って、父・円融の眠る後村上山陵の近くへと改葬されることになった。

【史料五】によれば、生前の近臣たちによつて、一条の遺骨は後村上山陵にもほど近い円融寺辺に移されることとなった。ここには堂舎は見えず、屋外に埋葬されたいのである。この時点で一条の陵は、これまでの山陵と同じように、墳墓の形をとつたと予想される。この点は、仏塔・堂舎に安置されたまま改葬されることのなかつた白河以降の《寺陵》との重要な違いであろう。ただし、その管理については、後述するように円融寺が行つたものと考えられる。

一条の陵は、このように山陵と《寺陵》の両方の性格を帯びていたようである。次節では、一条以降、白河の《成菩提院陵》成立までを丁寧に見ていく必要があるだろう。

第三節 《寺陵》成立の前提

白河以前の陵については、史料が少ないので、前後関係に注意しなければならない。そこで、あらかじめ各山陵の主な記事を【表2】にそれぞれ年代順にまとめておく。以下、これをもとに検討していきたい。

寛徳二年（一〇四五）に崩じた後朱雀は、香隆寺乾原で火葬され、円教寺に遺骨が安置された（表2）のイ、以下、イとのみ記す）。もっともこれは円教寺内に造営中であつた円乗寺が未完だつたことによるものと思われ、天喜三年（一〇五五）に「円教寺新堂」として円乗寺が完成（ロ）して以降は、ここに遺骨が置かれたと思われる。寛治二年（一〇八八）の堀河元服に際して、「円乗寺（後朱雀院）」に山陵使が立てられており（ハ）、ここが後朱雀の《円乗寺陵》である。

【表2】 各天皇の山陵年表

後朱雀		
イ	寛徳 2 (1045)	香隆寺乾原で火葬され、円教寺に遺骨が安置される
ロ	天喜 3 (1055)	円乗寺が「円教寺新堂」として成立する
ハ	寛治 2 (1088)	「円乗寺〈後朱雀院〉」陵に山陵使が派遣される
ニ	嘉保 1 (1094)	この時点で遺骨が「仁和寺山陵」にあることが確認できる
ホ	康和 5 (1103)	「円乗寺」陵に山陵使が派遣される
後冷泉		
X	治暦 4 (1068)	船岡西野で火葬され、円教寺に安置された後、仁和寺山に埋葬される
Y	治暦 4 (1068)	「円教寺」陵に山陵使が派遣される
Z	康和 5 (1103)	「円教寺」陵が山陵使派遣の対象からはずれる
後三条		
1	延久 5 (1073)	神楽岡南麓で火葬される
2	永保 1 (1081)	(これ以前に) 円宗寺に遺骨が安置されていたことが確認できる
3	寛治 2 (1088)	「円宗寺〈後三条院〉」陵に山陵使が派遣される
4	康和 5 (1103)	「円宗寺」陵に山陵使が派遣される
5	嘉承 2 (1107)	この時点で遺骨が「円融院四至」にあることが確認できる
6	天永 3 (1112)	「円宗寺」陵に山陵使が派遣される
7	寿永 2 (1183)	「円宗寺」陵に山陵使が派遣される
堀河		
A	嘉承 2 (1107)	香隆寺坤方野で火葬され、香隆寺に遺骨が安置される
B	天仁 1 (1108)	「香隆寺」陵に山陵使が派遣される
C	天永 3 (1112)	「香隆寺」陵に山陵使が派遣される
D	永久 1 (1113)	遺骨が「仁和寺山陵」＝「円融院山陵」に移される
E	康治 1 (1142)	「後円教寺」陵に山陵使が派遣される
F	久安 5 (1149)	「後円教寺」陵に山陵使が派遣される

ところが、嘉保元年（一〇九四）には後朱雀の皇后・陽明門院の遺骨が「置仁和尚寺山陵後朱雀院御骨傍」かれており、この時点より以前に、後朱雀の遺骨は「仁和寺山陵」に改葬されていたことが判明する（三）。つまり、彼も一条の如く、初めは寺院内に遺骨が安置され、後には墳墓の形で埋葬されたのである。

次に後三条の場合を見てみよう。彼は延久五年（一〇七三）に崩じ、神楽岡の南で火葬され（一）、その後遺骨は円宗寺に安置されていたことが確認できる（二）。寛治二年（一〇八八）の山陵奉告では「円宗寺（後三条院）」にも遣使されており（三）、ここが後三条の《円宗寺陵》である。

ところが、後三条も後には改葬された。それは嘉承二年（一一〇七）、堀河の病の原因が、後三条の祟ではないかと恐れた白河が、藤原宗忠をこの《円宗寺陵》に謝罪に遣わした記事によって判明する（五）。

【史料六】

從円宗寺北大門大路北行一許町、下從車向其所。而円融院別当法眼浄意送僧令前行示其所。〔此山陵在円融院四至、彼寺別当沙汰也。仍作日兼告示也〕。山陵寂寂松柏森々。円融院以後之陵五六代相共不知何処。而問僧云、後三条院陵下可同行向。相從僧私荆棘、敷畳一枚、近向彼先帝陵〔西向〕。先兩段再拜、次指笏誦告文、又兩段再拜、次焼告文〔院仕丁一人持參火、件火切出也。次官相共檢察〕。心閑以詞又以申、了退帰。

これによれば、宗忠は棘荆を払って《円宗寺陵》にたどり着いたのであり、寺院の堂舎内にあるわけではないことがわかる。すなわち彼もまた、初めは寺院内に遺骨が安置され、後には墳墓の如く埋葬されたのである。さらに興味深いことに、ここは（円宗寺ではなく）円融院の四至内にあつて、円融院別当の沙汰するところであるという。ここで、墳墓の如く改葬された後でも、《円宗寺陵》は寺院によつて管理されていたことが判明する。

今度は堀河について見てみよう。嘉承二年（一一〇七）に崩じた堀河は、香隆寺の南西において火葬された。集められた遺骨は「雖可奉置円融院山陵、從今年大將軍方在西」り、三年間は香隆寺に安置されることになった。香隆寺

に遺骨がある間、山陵使がここを訪れた（B・C）ことは、第一章で述べたとおりである。これが〈香隆寺陵〉である。

永久元年（一一一三）に及んで、堀河の遺骨は改葬される。その場所について『百練抄』は「円融院」、「殿曆」は「仁和寺山陵」、「長秋記」は「仁和寺」とするが、この記載のズレは円融院が仁和寺の末寺に相当することによるもので、要するに、当初埋葬が予定されていた「円融院山陵」のことである（D）。堀河の場合も、初めに寺院に遺骨が安置されて、その後に墳墓に改葬されたのであった。

それでは後冷泉はどうであろうか。『扶桑略記』は「葬_二船岳西野、安置御骨於円教寺」とし、『百練抄』は「葬_二船岳西原、置御骨於仁和寺山」とする（X）。これは一見すると記載に矛盾があるようだが、そうではなからう。当時の火葬を伴う葬送では、遺体を火葬してから、遺骨を回収するまで、最低二箇日以上にわたった。^⑤例えば一条の葬送では、『小右記』『権記』『御堂関白記』のいずれもが、寛弘八年（一一〇一）七月八日・九日条にわたっているが、『日本紀略』は一連のこととして、すべて八日条にかけられている。^⑥つまり、後冷泉の葬送が記載された治暦四年（一〇六八）五月五日条には、少なくとも二箇日以上の記事がかけられていることは間違いなく、複数日にわたる一連の葬送を短文で表現しようとしたために、このような記事のズレが生じたのだろう。^⑦ここで見てきた他の例を参考にすれば、後冷泉も円教寺に遺骨を安置した後、直ちに仁和寺山に改葬されたと考えられよう。

後朱雀、後冷泉、後三条、堀河は、みな一条の如く、当初は寺院に遺骨が安置され、後に改葬されて墳墓の如く埋葬されたのである。しかもその場所は、「仁和寺山陵」「仁和寺山」「円融院四至」「円融院山陵」であって、「円融院山陵」と「仁和寺山陵」が同一実態を指していることから、これらはみな同じく「円融院四至」にあったと考えるのが妥当である（史料六）。

さらに注意しておくべきことは、その呼称であろう。遺骨が円融院山陵へ改葬された後も「円乗寺」「円教寺」「円宗寺」の各山陵使が立てられたことが知られる（ホ・Y・6・7・E・F）。これは一見すると、遺骨が改葬された後も、山

陵使はもとの寺院に向かつていたかのように思われるが、「山陵使各可_レ向_レ安置遺骨之所_ニ」であり、實際、《円成寺陵》使だつた宗忠は、後三条の遺骨が埋葬された円融院四至に赴いている。さらに言えば、後冷泉の「円成寺」はともかく、堀河の「後円成寺」は寺院名ではあり得ない。すなわちこれは、陵の名称であること明らかである。遺骨が寺院内に安置されているときに、その寺院の名でもって呼称されるのは当然であろうが、これらの陵は、（円融院四至に）墳墓の如く埋葬された後であつても、寺名陵号で呼称されているのである。堀河の場合は墳墓の形に改葬するに際して陵号も改まるが、それにもかかわらず、わざわざ寺名陵号で呼称されているのである。《円成寺陵》が円融院別当の沙汰するところであつたように、他の「円融院四至」にあつた陵も、同様に寺によつて管理されていたであろう。そのために、これらの陵は墳墓となつた後にも寺名陵号で呼称されたのだと推察される。

そしてかかる特徴は、はじめ円成寺に遺骨が安置され、後に「円融寺辺」に埋葬された一条にも認められるのだろう。改葬後、彼の陵がどのように呼称されたか、残念ながら史料が見当たらないが、かつての如く「円成寺」と呼ばれたか、あるいは堀河の如く、四円寺のうちの一つの寺院名（この場合は「円融寺」だろうか）でもって呼称されたと予想され、これも円融院別当の沙汰するところであつただろう。いずれにせよ、寺院に遺骨を安置した後、（円融院山陵に）墳墓の形で埋葬される天皇陵の濫觴が、一条陵であることは間違ひなからう。

ここで、本章の内容を確認しておきたい。一条、後朱雀、後冷泉、後三条、堀河の各陵は初め寺院の堂舎内に、その後で円融院山陵に埋葬される点で共通する。ここにおいて、天皇陵を内包し、管理するという円融院の特徴が立ち現われよう。かつて上島亨は『史料六』を根拠に「円成寺は墓所近辺にあるものの、墓所としての性格は薄い」と指摘した。^⑤確かに、円融寺（円融院）との比較による相対的評価としては誤りではないが、少なくとも、この史料から読み取れるのは、円成寺の特質（墓所としての性格の薄さ）ではなく、むしろ円融寺の特質、すなわち墓（陵）との深い関係性なのである。

このことが御願円融寺を考える上でも、当該期の天皇陵を考えるうえでも重要な要素となる。⁶⁷⁾ 一方、山田邦和はこれらの陵について「四円寺の中に堂塔式陵墓が営まれるのは自然のなりゆきであろう。(中略)それぞれの寺院の境域内に御堂が造られてそれが天皇陵に宛てられたのであらう」と指摘しているが、これは改葬以前の状況にのみ焦点を当てたもので、正確な指摘とは言い難い。彼らの陵は初め各寺院に〈寺陵〉の如く安置され、後には円融院山陵に墳墓の如く埋葬されたのであり、これを白河以降の陵と変わるところのない「堂塔式陵墓」と見なすことはできない。とはいえ、右の山田説を批判した上島のように「円融寺以外の四円寺と山陵とは直接関係がな」としてしまうのも、また適切ではないだろう。第二節で指摘したように、〈円成寺陵〉使は史上初めて寺院に遣わされた山陵使であり、少なくとも遺骨がある間は、その寺院が陵と観念されたのである。

第一節で指摘した、和田、大石、山田、さらには上島も加えた四者の指摘の微妙な、しかし決定的なズレは、右の如き山陵と〈寺陵〉の両方の性格を備えた段階の天皇陵を正確に把握していなかったことによるのであり、本章での検討によって、天皇の陵は山陵から、〈寺陵〉・山陵の両方の性格を有する段階を経て、〈寺陵〉に埋葬される段階へと変化することが明らかになった。

- ① 『小右記』寛仁元年(一〇一七)二月十八日条。尚、この日は使を定めた日であり、発遣は翌日である(『同』翌日条)。
- ② 〈円成寺陵〉(後述)の初見は『御堂関白記』長和五年(一〇一六)五月一七日条である。その後『左経記』寛仁元年(一〇一七)一〇月二〇日にも見える。
- ③ 大石前掲はじめに註⑩論文
- ④ 高橋照彦「律令期葬制の成立過程」(『日本史研究』五五九、二〇〇九年)
- ⑤ 『兵範記』保元元年(一一五六)七月二日条、『百練抄』同日条
- ⑥ 『長秋記』天承元年(一一三一)四月二日条
- ⑦ 永原慶二「荘園制の歴史的位相」(『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六一年、初出一九六〇年、川端新「公家領荘園の形成とその構造」(『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年)、高橋一樹「知行国支配と中世荘園の立荘」(『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四年)
- ⑧ 東京大学史料編纂所所蔵「安樂寿院文書」安樂寿院諸堂舎所領目録所引の「禪定法皇往詔」。影印は同所編『平安鎌倉古文書集』(八木書店、二〇〇九年)、翻刻は野口華世「安樂寿院文書」にみる御願寺の

構造」（東京都立大学人文学部『人文学報』三五七、二〇〇五年）を参照のこと。

- ⑨ 『兵範記』 仁安三年（一一六八）四月三日条
- ⑩ 『吉記』 元暦元年（一一八四）四月二六日条
- ⑪ 西山前掲はじめに註⑧論文
- ⑫ 竹田聰洲「墓寺と寺墓」（『葬送墓制研究集成』三、名著出版、一九七九年、初出一九七一年）
- ⑬ 大石前掲はじめに註⑩論文
- ⑭ 和田軍一「皇陵」（『岩波講座日本歴史』岩波書店、一九三四年）
- ⑮ 山田前掲はじめに註⑩論文
- ⑯ 『百練抄』 保元元年（一一五六）七月二日条
- ⑰ 花山の葬送について、『日本紀略』は「奉_レ葬_二華山法皇於紙屋川上法音寺北_一」として（寛弘五年（一〇〇八）二月二日条、法音寺が何か関連するかの如く記しているが、『御堂関白記』では「大和寺東辺」とある（寛弘五年（一〇〇八）二月九日条。すなわち「法音寺」や「大和寺」は葬送の場所を示す単なるランドマークにすぎないと思われ、これは寺と陵との関係について述べた記事ではない。花山については、それ以上のこととはわからないが、その後遺骨が寺院内に移動されたとする、信頼に足る史料は見当たらない。
- ⑱ 『日本紀略』 正暦二年（九九二）二月一日日条
- ⑲ 『左経記』 寛仁四年（一〇二〇）六月一六日条
- ⑳ 山田はじめに註⑩論文
- ㉑ 『小右記』 寛弘八年（一〇一一）七月二日条、『權記』 寛弘八年（一〇一一）七月二〇日条
- ㉒ 『權記』 寛弘八年（一〇一一）七月二〇日条
- ㉓ 『扶桑略記』 天曆六年（九五二）八月一五日条
- ㉔ 『日本紀略』 寛弘八年（一〇一一）七月八日条、『御堂関白記』 同日

条、『小右記』 同日条、『權記』 同日条

- ㉕ 『權記』 寛弘八年（一〇一一）七月八日条
- ㉖ 『小右記』 永延元年（九八七）二月二日条
- ㉗ 『小右記』 正暦四年（九九三）二月九日条
- ㉘ 『中右記』 嘉承二年（一一〇七）八月二日条
- ㉙ 『百練抄』 寛徳二年（一〇四五）正月一八日条、『百練抄』 治暦四年（一〇六八）五月五日条、『中右記』 嘉承二年（一一〇七）七月二四日条、『中右記』 大治四年（一一二九）七月一五日条、『永昌記』 同日条、『長秋記』 同日条、『兵範記』 久寿二年（一一五五）八月一日条、『山槐記』 同日条、『顕広王記』 永万元年（一一六五）八月七日条
- ㉚ 『左経記』（類聚雜例） 長元七年（一〇三四）九月二日条
- ㉛ 『扶桑略記』 治暦四年（一〇六八）五月五日条
- ㉜ 『御堂関白記』 寛弘八年（一〇一一）六月二八日条、『權記』 同日条、『小右記』 同年七月九日条、もつとも、当初の計画では遺骨は「奉_レ置_二金輪寺_一」り、その後に「金輪山」に埋葬するはずであった。しかし日次がよくないので一旦「禪林寺辺寺」である円成寺に安置し、「可_レ奉_レ埋_二金輪寺辺_一」と変更になった。ところが、これも一条の遺言の発覚により、さらに変更されることとなる。
- ㉝ 『小右記』 寛弘八年（一〇一一）七月二二日条、『權記』 同年七月二〇日条
- ㉞ 『日本紀略』 寛弘八年（一〇一一）七月八日条、『御堂関白記』 同年七月九日条、『小右記』 同日条。この一条の葬送については、臈谷壽「摂関盛期の天皇の葬送」（『臈谷壽・山中章編『平安京とその時代』思文閣出版、二〇〇九年）が、三条や後一条などと合わせて一連の流れを押さえている。
- ㉟ 上島亨「〈王〉の死と葬送」（『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年、初出二〇〇七年、清水擴「古代天皇の葬

法と建築」(『平安時代仏教建築史の研究』中央公論美術出版、一九九二年)

③⑥『類聚三代格』寛平元年(八八九)七月二五日太政官符、『同』延喜六年(九〇六)九月一九日太政官符

③⑦『権記』寛弘八年(一〇一一)七月二〇日条

③⑧『百練抄』寛徳二年(一〇四五)正月一八日条

③⑨『百練抄』天喜三年(一〇五五)一〇月二五日条

④①『江家次第』卷一七、御元服、御元服由被申山陵事

④②『中右記』嘉保元年(一〇九四)二月五日条

④③『百練抄』延久五年(一〇七三)五月七日条

④④『水左記』永保元年(一〇八二)七月二六日条。当該条は欠損が多く文意が通じにくい。源俊房が、父・師房の遺骨を、安置されていた雲林院から白河へ移す記事であること(翌日条参照)や、他の天皇の例を考え合わせる(表2参照)と、この記事から後三条の遺骨が円宗寺に安置されていたと理解できよう。

④⑤『江家次第』卷一七、御元服、御元服由被申山陵事

④⑥『中右記』嘉承二年(一一〇七)七月二二日条

④⑦『中右記』嘉承二年(一一〇七)七月二四日条

④⑧『中右記』嘉承二年(一一〇七)七月二五日条

④⑨『百練抄』永久元年(一一一三)三月二二日条、『殿暦』同日条、

『長秋記』同日条

④⑩『扶桑略記』治暦四年(一一〇六)五月五日条、『百練抄』同日条

⑤①『日葡辞書』は、Eijose(灰寄せ)は「野原で焼いた遺体の灰を別の日に集めて埋葬すること」としている。

⑤② 他にも、長元九年(一一三六)五月の後一条の葬送では「日本紀略」は一九日条にのみ記事が見えるが、『左経記』(類聚雜例)では一

八日条と別記の一九日条に見える。

⑤③ 平田俊春「私撰国史の批判的研究」(国書刊行会、一九八二年)

⑤④『中右記』康和五年(一一一三)一〇月三日条、『本朝世紀』同日条、『同』治暦四年(一一〇六)八月一三日条、『中右記』天永三年(一一一二)二月二〇日条、『吉記』寿永二年(一一八三)六月二一日条、『同』文治元年(一一八五)七月二二日条、『吉経記』文永五年(一二六八)六月二二日条、『本朝世紀』康治元年(一一四二)二月二〇日条、『同』久安五年(一一四九)二月二二日条

⑤⑤ 私見では、当初「円融寺辺」にあった一条陵も、円融寺がその管理を根拠に「円融院四至」に取り込んでいったものと考えている。少なくとも堀川の段階では、「可奉置円融院山陵」との如く、最終的には円融院山陵(これは単に「円融院」とも称されるように「円融院四至」と考えてよい)に埋葬すべきと観念されていた。

⑤⑥ 【史料六】によると、円融寺による管理は積極的になされているうにはみえないが、これは円融寺そのものの衰退を考慮する必要がある(『中右記』永長元年(一一〇九六)三月一三日条、所京子「円融寺の成立過程」(『平安朝「所・後院・俗別当」の研究』勉誠出版、二〇〇四年、初出一九六七年)。

⑤⑦ 上島享「法勝寺創建の歴史的意義」(上島前掲註⑤著書所収、初出二〇〇六年)

⑤⑧ このことはまた、御願寺について(例えば、堀裕「平安期の御願寺と天皇」(『史林』九一、一、二〇〇八年)など)も再検討の必要があることを示しているが、本稿ではそのことを指摘するにとどめ、これは別に論じる機会をもうけたいと思う。

⑤⑨ 山田前掲はじめに註⑩論文

⑤⑩ 上島前掲註⑤論文

第三章 《円成寺陵》の歴史的位位置

第一節 《寺陵》と山陵

前章において、天皇陵の、山陵から《寺陵》への段階的変化が明らかとなったが、最後にかかる変化の意義について検討する。この際、《寺陵》と山陵の両方の性格を有する段階が、前後のどちらに引きつけうるかが重要であろう。まずはこの点について卑見を述べてみたい。

第一に注目すべきは陵号である。一条から堀河までの陵は、みな寺名陵号で呼称された^①。この点は《寺陵》と共通する。それは【表1】から明らかである。特に堀河は、香隆寺から円融院山陵に改葬されるにあたって陵号を改めたが、それにもかかわらず、引き続き寺名陵号で呼ばれている。他の陵でも、墳墓の形をとりながら寺名陵号で呼ばれたことが確認できることは、前章で指摘したとおりである。

このことは、恐らく管理の問題と関連している。山陵は諸陵寮―陵戸が管理した。また陵戸が設置されていない場合であっても、『延喜式』陵墓歴名によると、手白香皇女の衾田墓は「無_二守戸_一」、令_二山辺道勾岡上陵戸兼守_一めた。同様に磐之媛命の平城坂上墓は「無_二守戸_一」、令_二楯列池上陵戸兼守_一めたという。さらに天武と合葬された持統の場合「陵戸更不_二重充_一」、天武陵の陵戸が守護した。押坂彦人大兄の関係者が眠る押坂墓と押坂内墓は「在_二大和国城上郡舒明天皇陵内_一、無_二守戸_一」、「在_二大和国城上郡押坂陵域内_一、無_二守戸_一」と、いずれも舒明陵域内にあり、同陵の陵戸三烟をして兼守せしめたのであろう。こうした例は枚挙にいとまがなく、特殊な事情がある場合を除き、陵戸の設置が見えなくとも、山陵は「兼守」によって陵戸が管理していたと考えられる^③。

これに対し、円融院山陵埋葬後の《円宗寺陵》は、円融院別当が管理した。他の円融院山陵に埋葬された天皇も、同様

だったと考えるのが妥当であろう。寺院に安置されていた段階では、それぞれの寺院がこれを担ったと予想され、これらの陵は、一貫して寺院が管理を行った。この点も〈寺陵〉と共通している。

最後に形状についてである。一条や堀河の陵は、一度寺院の堂舎内に安置された後、円融院山陵に改葬された点で共通する。その形に注目すると、初めは〈寺陵〉に近しく、後には山陵に近しい。最終的には墳墓の形をとるのであり、山陵に近いと評価できなくもない。ただし、はじめに〈寺陵〉の形をとる点は重要である。そもそも一条以前の天皇の葬送において、方角の忌が問題となることはなく、改葬を行う必要はほとんど無かった。また仮に改葬をする場合であっても、光仁が後佐保山陵から後田原山陵に改葬されたように、寺院に遺骨を安置する必然性はなかったのである。むしろ、後冷泉は葬送から間もなく円融院山陵に埋葬されたにもかかわらず、わざわざ一度円教寺に遺骨を安置されており、この段階では、墳墓にする前に一度〈寺陵〉の形を踏むことに意味があったとも評価できる。

これらの点からして、一条から堀河までの、〈寺陵〉と山陵の間に位置する段階の陵は、〈寺陵〉への連続性を評価すべきであると考え。本稿では、これを〈寺陵〉の前身形態として、白河の〈成菩提院陵〉の成立以上に、一条の〈円成寺陵〉の成立の画期性を重視したい。

第二節 陵戸制の終焉——〈円成寺陵〉成立の意義

最後に、山陵と〈寺陵〉（の前身形態）との違いは奈辺にあるのか、その変化の意義について見ておくことにする。この変化は山陵使の陵前儀式に最も象徴的に表れるので、これについて二、三の史料を挙げておく。

【史料七】

（藤原師範）

下官 為山階使也。（中略）到御在所之間、陵戸設盥水也。盥洗而次官共昇立於御前（前例令内堅・大舍人昇立。傳案事情、猶長・次官躬可昇立者也。仍今年躬昇立之）。次着座申事由、兩段再拜。次官随拜之。内堅・大舍人共出幣物、置於

棚上、以松焼之。事畢戌剋還家。

【史料八】

從粟田口到山階山陵南鳥居前。陵守出来敷量。令洗手進陵前、兩段再拜。令焼幣物、火漸消間帰家。

【史料九】

天晴。今日即位由可被告山陵也。（中略）於尊勝寺前騎馬。侍四人（行盛・親長・清遠・能盛）相具、即參向山階山陵。令尋陵預、頃之出来。予問云、參御山歟將候此鳥居歟。答云、此鳥居下令候也。行盛云、故殿（藤原公教）為荷前使令參之時、御此鳥居下也。平相公入此鳥居參御山云々。然而付而説也。陵預儲手水、洗手。預直懸之、称先例也。下裾取副宣命於笏揖着座（預丸敷筵一枚於鳥居内）。又揖、次再拜、次読宣命、又再拜、次焼宣命。

はじめに挙げた【史料七】によれば、天慶八年（九四五）一二月二〇日、この年の荷前において藤原師輔は山階使となつた。⑥同所に到着すると、陵戸が盥を準備してくれ、師輔は手を洗い兩段再拜の後、幣物を焼いて帰宅した。別貢幣使は長次官、内堅・大舎人等で構成されたが、時代が下ると次官は宮中儀にのみ参加するようになって、山陵には赴かなくなり、また内堅等に代わって、長官は自らの家司を隨身するようになる。【史料七】にはそうした変化は見いだせず、『延喜式』に見える別貢幣使の構成と異ならない。⑦これが律令山陵制度における陵前儀式の本来の姿であったと考えられる。

【史料八】において、永久五年（一一七）に同所を訪れた藤原宗忠にも、陵守（陵戸）が量を敷いてくれたようである。⑧

山階山陵は、現在までその所在を確実に把握することができる数少ない山陵のひとつである。皇統の直系の先祖に当たり平安京にもほど近いことから、中世まで山陵使が派遣され続け、彼らが宣命を読み上げたであろう「沓石」と称される巨大な長方形の花崗岩が今でも残されている。⑨山階山陵は変質しつつも諸陵寮―陵戸による管理が続けられ、律令山陵制度の面影を偲ぶことが出来る。【史料九】の高倉の即位奉告においても同所へ山陵使が派遣されているが、ここを訪れた藤原実房は陵預（陵戸）の補助を得て陵前の儀式を済ませている。これらに共通しているのは、いずれも陵前儀式において

陵戸の補助を得たことである。

ここで【史料六】を思い起こして欲しい。〈円融寺陵〉は円融院の四至の中にあるため、藤原宗忠は円宗寺から同所へ向かう際、円融院別当の遣わした僧に案内され、陵前儀式においても僧と寺の仕丁がこれを補助したのであった。円融院にある他の陵への参向も同様だっただろう。これは当然、〈寺陵〉においても同様であった。〈安楽寿院陵〉に奉告した藤原経房も、陵前儀式の準備は安楽寿院の「御堂所司」が行うべきであるとの見解を示している。^⑪

山陵において、陵前儀式の補助は陵戸の重要な役割のひとつであったと考えられるが、〈寺陵〉とその前身形態では、これが僧と仕丁とで行われるようになる。【史料六】と【史料七・八・九】は、この差異を極めて鮮やかに示している。一一世紀以降、臨時の山陵使派遣が激減するとの指摘^⑫も、山陵使の陵前儀式が右の如く陵戸に支えられていたことと不可分であると思う。このように陵戸によって管理された山陵にかわって、寺院によって管理される陵・〈寺陵〉が登場する。寛弘八年（一〇一一）に一条の遺骨が円成寺の堂舎内に安置された時、そこにはもはや陵戸の関与する余地は残されていない。なかつた。〈円成寺陵〉成立の意義とは、まさにこうした点にこそあったのである。ここに、陵戸の関与を前提としない、新しい陵が成立するのである。

北康宏は、『喪葬令』先皇陵条「凡先皇陵者、置陵戸令守。非陵戸令守者、十年一替」が、『延喜諸陵寮式』に至って「凡山陵者、置陵戸五烟令守之。有功臣墓者、置墓戸三烟」となることをもって「律令国家の陵墓制度は終焉する」と述べた。^⑬しかし、山陵に陵戸を充てて、これに山陵を管理させるという『喪葬令』先皇陵条の根幹は生き続けている^⑭のであって、その終焉はむしろ、公的山陵管理をやめ、陵戸による管理をやめた、この地点にこそ求めるべきではなかろうか。

もう一度【表一】を見てみると、九世紀に亡くなった天皇は八人で、そのうち五人について、陵戸の設置が確認できる。しかし、一〇世紀に入ると、亡くなった六人に対して陵戸の設置が確実に判明するのは二人だけとなる。そして、ついに

は一条の遺骨は寺堂内に安置されて、そもそも陵戸の立ち入ることができない陵となってしまう。ならば、律令山陵制度の終焉は、かかる陵戸を設置する余地の消滅した〈円成寺陵〉の成立にこそ認められるのである。

① ただし、一条のわずか半年後に亡くなった冷泉は例外である。少なくとも彼の遺骨が寺院内に安置されていないことは確かで、追善を行う僧の置かれた桜本寺（御堂関白記）寛弘八年（一〇一一）一月二五日条にしても、陵のそばに建つ（陵寺）と考えられる。そして何よりも、「冷泉院御陵号」桜下」として寺名陵号と呼ばれなかった（『小右記』長和四年（一〇一五）閏六月一日条）ことは、これが（寺陵）の前身にあたらないことを示していると思う。また、後一条は火葬の後、浄土寺に安置されたことは確か（『左経記』（類聚雜例）長元九年（一〇三六）五月一三日条、『同』同月一八日条、勝田至

『死者たちの中世』（吉川弘文館、二〇〇三年）も参照のこと）であるが、これが何と呼ばれたかは、現在のところ史料からは判明しない。しかし寺名陵号（この場合「浄土寺」だろう）で呼ばれたと考えるのが妥当であろう。三条は（観隆寺陵）に遺骨が安置されたと考えられるが、これについては論証が必要と思われるので、機会を改めて論じることとする。

② 蘭田香融「皇祖大兄御名入部について」（『日本古代財政史の研究』瑞書房、一九八一年、初出一九六八年）

③ 例えば、「置御骨於村上陵傍」（『日本紀略』正暦二年（九九一）二月一九日条）として、村上山陵の傍に営まれた後村上山陵、あるいは「葬愛宕郡山、置御骨於醍醐山陵傍」（『扶桑略記』天曆六年（九五二）八月一五日条）として醍醐の後山階山陵に近接して営まれ

た朱雀の山陵は、ともに陵戸設置記事は見えないものの、「兼守」を行うことが可能である。

④ 上島前掲第二章註⑤論文

⑤ 吉川前掲はじめに註②論文

⑥ 『九条殿記』天慶八年（九四五）二月二〇日条

⑦ 『延喜中務省式』荷前使条

⑧ 『中右記』永久五年（一一一七）二月二四日条。尚、大宝令制下の計帳には、（仮）陵戸は「（借）陵守」と記した（『令集解』職員令諸陵司条、古記所引別記）。

⑨ 笠野毅「天智天皇山科陵の墳丘遺構」（『書陵部紀要』三九、一九八七年）

⑩ 『愚昧記』仁安三年（一一六八）四月三〇日条

⑪ 『吉記』元暦元年（一一八四）四月二六日条

⑫ 堀前掲第二章註⑥論文、藪元鼎「国家的祈雨の展開」（『雨乞儀礼の成立と展開』岩田書院、二〇〇二年）

⑬ 北前掲はじめに註⑥論文

⑭ 天皇の山陵では康保四年（九六七）の村上山陵まで（『日本紀略』同年六月九日条）、皇后の山陵では康保元年（九六四）、村上の皇后・藤原安子の中宇治山陵まで（『政事要略』同年二月四日太政官符）、新たに（仮）陵戸を設置したことが確認できる。

おわりに

以上雑駁ながら、山陵から〈寺陵〉への変化を捉え、その意義を考えた。律令山陵制度は〈円成寺陵〉の成立によって重大な局面に至ったのである。

そもそも山陵が山陵たるゆえんは『令義解』が言うように「帝王墳墓、如山如陵」^①きものだったからであり、「令釈」も「古記」も一様に「帝皇葬因_レ陵如_レ陵、故云_レ陵」との説を挙げているように、陵_がのようであればこそ、それは山陵であつた。しかしこうした「山陵」のイメージを根本から覆すような変化がここに生じたわけである。^③中国の皇帝が清朝まで営々と山陵を築き続けるのとは、極めて対照的である。

さて、〈寺陵〉（の前身形態）の登場は、すなわち天皇の墳墓の終焉でもある。天皇の墳墓は、大王の〈古墳〉に淵源を持つ。令制下、天皇の墳墓は山陵として続いてゆくが、ここに至って、天皇陵は墳墓ではなくなつたのである。このことは律令国家の成立と転回に、一定の示唆を与えるものではないだろうか。

山陵は天皇の墳墓であり、山陵を管理するために朝廷には諸陵寮という専門の官司が置かれ、また在地ではこれを守護するための陵戸が充てられた。天皇を君主と仰ぐ律令国家は、公民制と官僚制の二つの柱に支えられていたが、^④天皇の墳墓である山陵も、これに対応するシステムによって支えられた、と理解できる。すなわち、陵戸による管理は律令公民制との、諸陵寮による管理は律令官僚制との関係でとらえられるべきなのである。ならば律令国家の支配構造の縮図とでもいふべき山陵制度の変化の背景に、律令国家の変容を想定することは可能である。つまり本稿が捉えた律令山陵制度、特に陵戸制の終焉は、律令体制（特に律令公民制）^⑤の終焉を象徴する出来事だったのである。陵戸は山陵を守衛するという役の奉仕によって、その課役を免除されていたのであるから、陵戸にとって山陵管理とは他でもなく「税」^⑥なのであつた。してみれば、徴税制度の転回する一〇世紀末から一一世紀初頭にかけて陵戸による山陵制度が転換するのは自然な現象で

あろう。この点、一条から堀河までの過渡的な段階の陵は、陵戸ではなく寺院によって管理されるのであり、そのあり方は〈寺陵〉に近い。山陵制度から撰関期を捉えるならば、律令国家^⑦よりも、中世への連続面を評価すべき時期にあると言えらるだろう。

とはいえ、このことは国制システム全体を見通して議論されねばならないから、山陵制度にだけ着目して云々するのは、不十分の感も否めない。御願寺の問題など、論じ尽くせなかった点、残された課題は、すべて他日を期すこととしたい。

① 『令義解』 喪葬令先皇陵条

② 『令集解』 喪葬令先皇陵条

③ 山陵は孝明天皇の後月輪東山陵で復活する。藤田覚は孝明天皇を

「葬法や陵という点で、もはや近代の天皇であった」と評価する

（『江戸時代の天皇』（講談社、二〇一一年））。

④ 吉川真司「律令体制の形成」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座Ⅰ』東京大学出版会、二〇〇四年）

⑤ 『賦役令』 舍人史生条、瀧川政次郎「陵戸考」（『律令諸制及び令外官の研究』角川書店、一九六七年、初出一九三二年）

⑥ 佐藤泰弘「平安時代における国家・社会編成の転回」（佐藤前掲はじめに註①著書所収、初出一九九五年）、同「徴税制度の再編」（同上書所収、初出一九九〇年）

⑦ 大津透「律令国家の展開過程」（『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年）

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

The Historical Significance of the Enjōji-ryō:
A Turning Point in the *Sanryō*
(Imperial-Tomb) System
of the *Ritsuryō* State

by

KUROHA Ryota

Through an analysis of the *sanryō* 山陵 system of imperial tombs, this article attempts to comprehend a change that took place in the *ritsuryō kokka* (national state based on legal codes) during the Heian period.

In regard to the *sanryō* system of the Heian period, there are hardly any specific references, particularly later than the *Engi-shiki* when reliable historical sources become rare. The little research that has been conducted has been on the *sanryō* as sites of cremation or on their neglect as locations for imperial remains, thus the issues were not uncommon.

However, as this article makes clear, the location of the remains was important during the Heian period and possessed a particular political significance. Moreover, as the *sanryō* were imperial tombs, the remains were precisely the essence of the *sanryō*. In other words, in order to analyze the *sanryō* of the Heian period, sufficient attention must be turned to where the remains of emperors were located.

If one focuses carefully on this point when examining the issue of imperial tombs, an important change becomes evident. That was the phenomenon of a shift in the location from the *sanryō* to within a temple hall, i.e. inside a building. If the location of imperial remains are understood to constitute imperial tombs, the fact that the *sanryō* were coming to an end means that new “temple-tombs” were being established. In this article, I have attempted to encompass the meaning of the new style of imperial tomb with the term temple-tomb (*jiryō* 寺陵). The *sanryō* was a tomb where imperial remains were buried, it was called by the name of the location, and the management of tombs was conducted by the *ryōko* 陵戸 (tomb guardians) established by the *ritsuryō* state. In contrast, the special characteristics of the temple-tomb were that the imperial remains were placed within a temple, that it was

called by the temple's name, and, as a matter of course, that it was managed by the temple.

The earliest case of an imperial tomb that perfectly fits these characteristics is the *Jōbodai-in-ryō* of Emperor Shirakawa. Nevertheless, the focus of this article is the imperial tombs that were called by temple names and that can be confirmed as having existed prior to Emperor Shirakawa (*Jōbodai-in-ryō*). These are the imperial tombs from the *Enjōji-ryō* of Emperor Ichijō to the *Nochi-no-Enkyōji-ryō* of Emperor Horikawa. These imperial tombs were like the temple-tombs in that the remains were placed in temple buildings, but they were somewhat different in that the remains were removed after a period of time and reinterred in a burial ground. However, it is clear that these imperial tombs, like the temple tombs, were managed by the temples, and they can be situated in history as from the pre-temple-tomb stage. In other words, the turning point in the establishing temple tombs as the new style of imperial tomb was the *Enjōji-ryō* of Emperor Ichijō.

What then is the most noteworthy difference between the tombs after the *Enjōji-ryō* and the *sanryō* that preceded them? The difference is surely how they were managed. This difference is most directly represented by the ceremonies performed at the site of the imperial tomb. The *sanryō* were managed by the *ryōko*, and the *ryōko* prepared the rituals at the *sanryō*. In contrast, in the case of temple tombs and pre-temple tombs, Buddhist monks fulfilled that role. In short, the management of the imperial tombs shifted from the *ryōko* to the temples, and the turning point was the *Enjōji-ryō* of Emperor Ichijō.

This change in the *sanryō* system marked by the groundbreaking establishment of the *Enjōji-ryō* is definitely not insignificant. The *sanryō* were imperial tombs and were managed by the local *ryōko* communities and Mausolea Office of the central bureaucracy. This was a microcosm of the composition of *ritsuryō* state composed of the public and private and bureaucratic systems over which the emperor was sovereign. This being the case, the approach of the end of the *sanryō* system surely signaled the *ritsuryō* state would meet the same fate.

It can be understood from the *Enjōji-ryō* of Emperor Ichijō, which was established at the beginning of the 11th century, that a turning point was reached in the shift from the ancient *ritsuryō* state to the medieval period.